漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号) 第 39 条第 5 項の規定により、放置等を禁止 する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件

漁港名	放置禁止区域	放置禁止物件
秋名漁港	昭和 59 年 12 月 27 日農林水産省告示第	1 船舶及びその部品
	2487 号で告示した漁港区域のうち、漁港	2 道路運送車両法(昭和
	漁場整備法に基づき管理する水域及び	26 年法律第 185 号)第 2
	陸域	条第2項から第4項まで
安木屋場漁港	昭和 30 年 10 月 21 日農林水産省告示第	に規定する自動車、原動
	860 号で告示した漁港区域のうち、漁港	機付自転車及び軽車両並
	漁場整備法に基づき管理する水域及び	びに同上第8項に規定す
	陸域	る使用済み自動車並びに
龍郷漁港	昭和 30 年 10 月 21 日農林水産省告示第	これらの部品
	860 号で告示した漁港区域のうち、漁港	3 廃棄物の処理及び清掃
	漁場整備法に基づき管理する水域及び	に関する法律(昭和 45 年
	陸域	法律第137号)第2条に規
		定する廃棄物